



宇美町立図書館  
☎932-0600  
FAX932-0631

自宅で楽しむリンク集の紹介

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、いろいろなことが規制されています。自宅に居ることが多い日々、インターネット上には、楽しく過ごせるリンク集がたくさんあります。例えば…

福岡県立図書館

「お家で楽しむ・学ぶ」ためのリンク集

「臨時休校中の学習支援リンク集」

「おうちで楽しめる子ども向けリンク集」

名古屋市図書館

「おうちで過ごす時間がつたがり。今は何するリンク集」

また、東京子ども図書館では、読み聞かせ・ブックトークのYouTubeが配信されています。

町立図書館のホームページにもリンク先を掲載しています。

7月の特集コーナー

一般書では、「星に願いを」児童書では、「ほのおはな」とこのコーナーで星の本を紹介しています。

また、小・中学生の調べ学習に役立つ「夏休みおたすけ本」のコーナーを設置します。ぜひご利用ください。

新刊案内

一般書

『坂下あたると、じじょうの宇宙』  
町屋良平／著 集英社

詩を書く高校生のは、小説の才能がある親友あたるに嫉妬していた。ある日、小説投稿サイトにあたるの作風を模倣したAによる偽アカウントが作られ、オリジナルの面白さを超え始め…。

児童書

『への本』

オナラフアトリー／著 ポプラ社

おならはなぜくさい？にぎりっぺの昔話がある。へがひびくこころをする。おならのヒミツや、へこきはなし、へこのつく言葉とことわざを、イラストとともに紹介します。



企画展「郷土の画家の作品展」

宇美町出身の故郷代駿さん、および在住の岩崎ヨシ子さん、人見春雄さん、横山佳美さん、木下民子さんの作品を展示します。

●期間 6月14日(日)～7月23日(休)・祝

●場所 うみ・みらい館展示コーナー

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため展示が中止となる場合があります。ブックリストの「夏」を図書館で作成しています。ホームページでもご覧いただけます。



まちの案内板

町税などの徴収猶予特例制度

新型コロナウイルスの影響により事業などに係る収入に相当の減少があった方は、1年間、町税の徴収の猶予を受けることができます。

担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

▶対象 以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者(個人法人の別、規模は問わず)が対象です。

①新型コロナウイルスの影響により、2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業などに係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

②一時に納付し、または納入を行うことが困難であること。

(注)「一時に納付し、または納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

▶対象となる町税など

・2月1日(土)～令和3年1月31日(日)に納期限が到来する町税、固定資産税など(ほぼすべての税目(証紙徴収の方法で納めるものを除く)が対象です。

・これらのうち、既に納期限が過ぎているものを含む)についても、遡ってこの特例を利用できます。

▶申請手続

・関係法令の施行から2か月後、または、納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請が必要です。

・申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりお伺いします。

申請を希望する場合は、下記問い合わせ先へご相談ください。

☎932-1111 FAX933-7512

令和2年度教科書展示会

小中学校で現在使用されている、または今後使用される文部科学省検定済みの教科書について展示会を開催しています。一般の方も入場できます。

▶日時 6月12日(金)～7月1日(水)

※土日を除く 9時～17時

▶場所 糟屋郡自治会館(粕屋町上大隈55-1)

☎934-2245 FAX933-9211

身体障がい者巡回相談

身体障がい者の方を対象に、補装具の交付・修理などの相談や、要否判定・処方を行います。必ず事前予約が必要です。

※電動車いす・座位保持装置・重度障害者用意思伝達装置の要否判定、身体障害者手帳の診断書作成は行いません。

▶日時 8月19日(水)

受付時間:9時30分～11時30分

12時30分～14時

診察開始時間:10時

※場合によっては中止になることがあります。

▶場所 志免町 生涯学習 1号館(志免町志免中央1-3-2)

▶必要なもの

①前回交付(修理)を受けた補装具②印鑑③身体障害者手帳

※ご本人が来場ください。

※交付・修理の決定を受けた方は、11月6日(金)の適合判定(志免町)を受けてください。

▶予約方法 7月22日(水)までに下記問い合わせ先までご連絡ください。

☎932-1111 FAX933-7512

小児・AYA世代がん患者の在宅療養生活を支援

町では、小児・AYA世代のがん患者が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して生活できるように、在宅サービスにかかる費用の一部を助成します。

▶対象

次の全てに該当する方

- ・町に住所を有する40歳未満の方
- ・末期がん患者
- ・在宅療養上の生活支援および介護が必要な方
- ・他の事業で、同様のサービスが受けられない方

▶助成となるサービス

- 1.訪問介護
- 2.福祉用具貸与・購入(車椅子ほか14項目)

▶助成額

利用上限額60,000円のうち、9割

☎932-1111 FAX933-7512

7月は「宇美町人権問題啓発強調月間」です

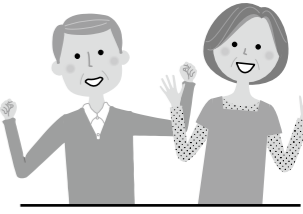
県と県内の市町村では、7月を「同和問題啓発強調月間」として、さまざま取組を行っています。

町においても、「町民一人一人の人権が尊重され、偏見や差別のない心豊かな、やさしさあふれるまちづくりの実現」に向けて、人権問題に対する正しい認識と理解を深めるために、街頭啓発や講演会を行っています。本年度7月開催予定の街頭啓発、人権問題啓発講演会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止しますが、この機会に1人ひとりの人権について考えてみませんか?

☎933-2600 FAX933-2741



このコーナーでは、ボランティアなどの公益的な町民活動をしている人や団体を応援し、ボランティアの「はじめの一歩」のきっかけになるような記事を掲載しています。



☎933-1110

令和2年度の共働事業実施団体が決まりましたので、ご紹介します。  
「共働事業とは？」  
地域課題の効果的かつ効率的な解決を図り、より暮らしやすい魅力あるまちづくりを実現するため、町民活動団体が、町と共働で実施する公益的な事業。

みんなの食堂「うみ手伝い隊」

今年度から共働事業を実施する団体で、核家族、ひとり親家庭、独居の高齢者の増加など、人と人との繋がりが薄れてきているなかで、日本の伝統食である「おむすび、みそ汁」作りを基本とした多世代交流の場の提供を目的としています。



うみニティ編集室「うみこじ」

今年で共同事業実施3年目となる団体で、町の歴史、文化、行事などについて、町民目線から情報発信を行い、町の良さを伝えることを目的として活動しています。

